

補助第83号線（十条III期）の整備における高低差処理に係る 個別相談会・オープンハウス（その2）の開催結果

下記のとおり、本線西側宅地の高低差処理に係る副道の整備概要や事業手法、スケジュール等についてご説明するため、「個別相談会」と「オープンハウス」を開催しました。その結果について、お知らせいたします。

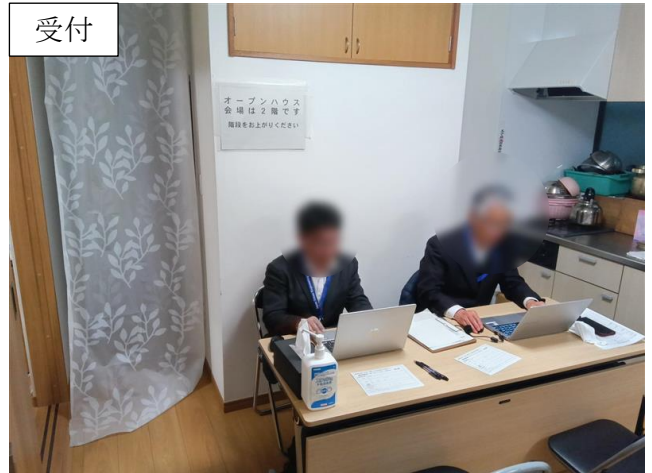
個別相談会・オープンハウス

- 日程 令和8年2月23日(月・祝)～3月7日(土)
※2月25日、3月1日、3月4日を除く
- 会場 中十条三・四丁目町会会館
- 参加人数 個別相談会 : 計34組47名
オープンハウス : 計22組27名
- 会場の様子

個別相談ブース



受付



オープンハウス



無電柱化関連展示



○当日の主なご質問

Q1.区画整理事業において、土地はどうなるのか。また、家屋等への補償はどうなるのか。

A1.土地については、一般に事業の施行前後において、同等価値となるように換地を行います。なお、本事業においては、大きな減歩にならないよう検討してまいります。家屋等については、都の損失補償基準に基づき、必要な補償を行います。

Q2.街路事業と土地区画整理事業の双方にまたがる敷地はどのように契約を進めていくのか。

A2.街路事業と土地区画整理事業の双方にまたがる敷地については、両事業でそれぞれ契約が必要となることが想定されます。課税の特例や、各地権者様のご事情なども踏まえながら、今後、個別にご相談させていただきます。

Q3.副道の線形はどのように決めたのか。

A3.補助第83号線との接続部の交通の安全性や、補助第83号線の擁壁と副道の整備による宅地への影響などを考慮し、総合的に判断して計画しました。

Q4.今後のスケジュールを教えてください。

A4.街路事業については、令和8年2月に街路事業の認可を取得しました。令和8年度の夏頃には用地説明会を予定しており、その後、家屋調査、補償算定、用地折衝を行い、合意に至った方から契約となります。その後、順次、工事に着手する予定です。土地区画整理事業については、令和8年度に都市計画決定を予定しており、これに向けた説明会を開催予定です。令和9年度には、事業計画決定を予定しています。その後、必要な調査・設計を行った後、工事に着手する予定です。

Q5.都が都道以外の無電柱化にも取り組んでいることは知らなかった。無電柱化されることは、安全面でも景観面でも良いことだと思うので、ぜひ進めてもらいたい。

A5.都では、都道の無電柱化はもとより、区道や私道における無電柱化も推進するべく、各種事業を展開しています。今後も、区道、私道の無電柱化に取り組んでまいります。 など

今後とも皆様方のご理解、ご協力が得られるよう、丁寧に説明を行ってまいります。引き続きよろしく願いいたします。

お問合せ先